

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

 TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
 URL http://rokyo.net

健康保険料・介護保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、平成22年3月(4月末納付分)から社会保険料率が変わりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、賞与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成 **22**年**3**月 から 平成 **22**年**8**月 までの社会保険料 (本人負担分)

健康保険料

兵庫県内事業所 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × **4.68%**
 大阪府内事業所 … 賞与支給額 (千円未満切捨て) × **4.69%**

変更

変更

介護保険料

… 賞与支給額 (千円未満切捨て) × **0.75%**

変更

(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料

… 賞与支給額 (千円未満切捨て) × **7.852%**

変更なし

※ 健康保険料・介護保険料について、健康保険組合に加入している事業所は上記の料率と異なる場合があります

※ 任意継続被保険者の方は、平成22年4月分からの変更となります

なお、賞与の上限については、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となります。

☆健康保険料について

健康保険については、一昨年10月より全国健康保険協会の管掌へと移行しており、保険料率についても昨年の9月からは各都道府県ごとに地域の医療費の格差等を反映した保険料率を設定する事となっています。上記の通り、兵庫県・大阪府とも大幅に料率が上がり、全国でも一律に料率アップが行なわれています。

☆厚生年金保険料について

厚生年金の保険料については、平成16年10月から平成29年までの間、毎年9月に会社負担と本人負担を併せて0.354%ずつ料率が引き上げられており、現在の保険料率は上記の通りとなります。